

国保連合会へ原案作成委託料支払業務を委託した場合の事務処理の流れについて

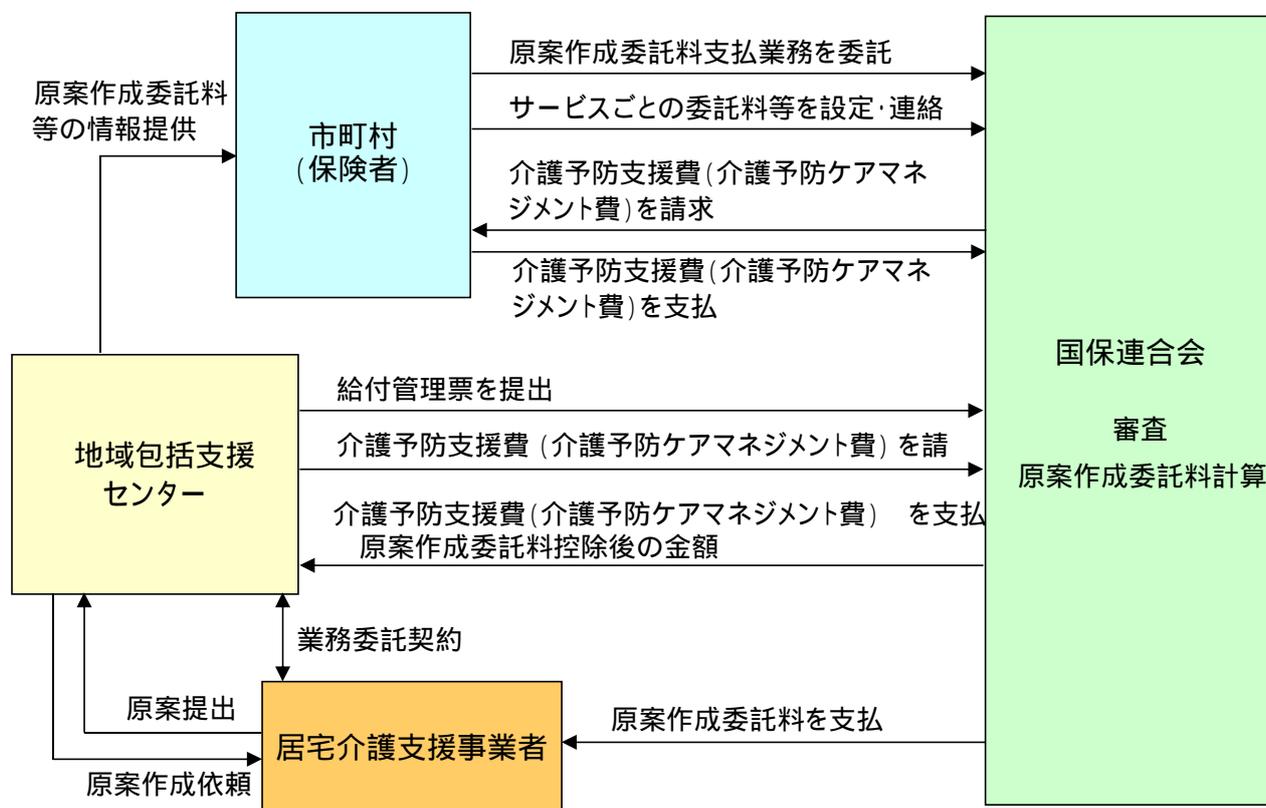
1. 原案作成委託料支払業務にかかる事務処理

- ・ 原案作成委託料支払業務とは、地域包括支援センター（介護予防支援事業者）から委託を受けた居宅介護支援事業者が、地域包括支援センターに代わり介護予防支援等を実施した場合に、地域包括支援センターまたは地域包括支援センターを管轄する市町村が、委託先の居宅介護支援事業者に対し、委託料を支払う事務である。
- ・ 本事務処理を国保連合会に委託した場合、地域包括支援センターが国保連合会に対して請求した介護報酬（介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費）を基に原案作成委託料を計算し、国保連合会から委託先の居宅介護支援事業者への委託料の支払を可能とする。

2. 国保連合会へ原案作成委託料支払業務を委託した場合の事務処理の流れ

(1) 地域包括支援センター払いの場合

主に、地域包括支援センターが法人等に委託されている場合（委託型）



～ は前頁の図に対応している。

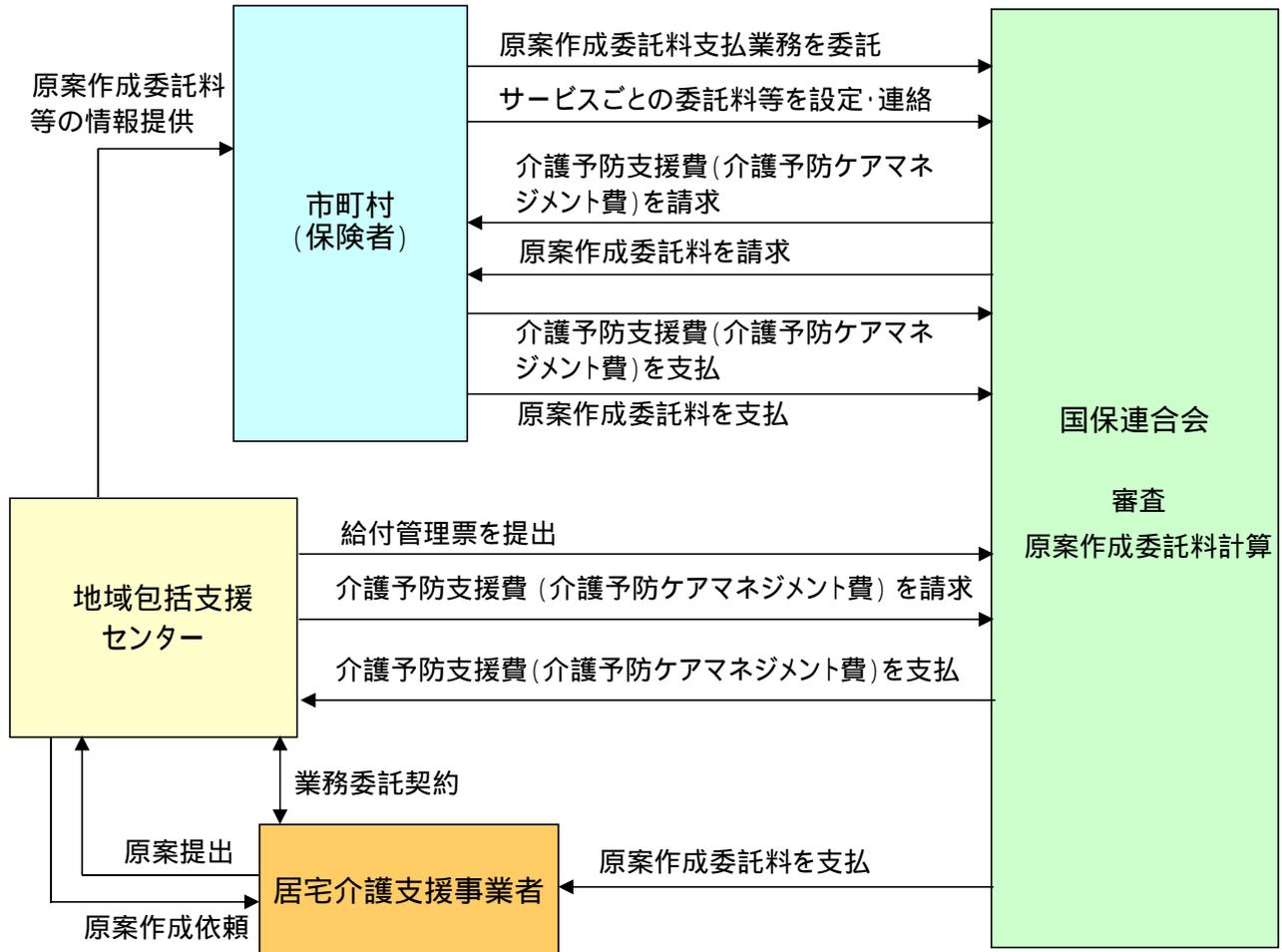
分類	No	事務処理内容	
事前準備		原案作成委託料支払業務を委託	市町村が、国保連合会と委託書を締結し、国保連合会へ原案作成委託料支払業務を委託する。
		原案作成委託料等の情報提供	地域包括支援センターが、原案作成業務の委託先の居宅介護支援事業者と締結している委託料等の情報を、地域包括支援センター所在の市町村に連絡する。
		サービスごとの委託料等を設定・連絡	市町村が、国保連合会へ「原案作成委託料異動連絡票情報」を送付する。 介護予防ケアマネジメントの委託料については、市町村が「総合事業費サービスコード異動連絡票」にて国保連合会へ提出しているサービスコードが原案作成委託料支払の対象となる。
サービス提供月前月		原案作成依頼	地域包括支援センターが、原案作成業務の委託先の居宅介護支援事業者へ原案作成を依頼する。
		原案提出	居宅介護支援事業所が、地域包括支援センターにケアプラン原案を提出する。
サービス提供月翌月	10日まで	給付管理票を提出	地域包括支援センターが、国保連合会へ給付管理票を提出する。 委託先の居宅介護支援事業者の事業所番号を記入する。 総合事業費の場合、給付管理の審査を行う場合は給付管理票の提出が必要。行わない場合は提出不要。
		介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)を請求	地域包括支援センターが、請求明細書(介護予防支援費または介護予防ケアマネジメント費)を提出する。 給付管理票を提出しない場合で、原案作成業務を委託している場合は、請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)の摘要欄に委託先の居宅介護支援事業者の事業所番号を記入する。
	28日まで	審査	国保連合会が、給付管理票及び請求明細書の審査を行う。
		原案作成委託料計算	国保連合会が、原案作成委託料の計算処理を行う。
サービス提供月々々月	20日まで	介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)を請求	国保連合会が、市町村へ介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)、審査支払手数料及び原案作成委託料事務手数料を請求する。 原案作成委託料事務手数料は、地域包括支援センター所在の市町村に請求する。また、原案作成委託料事務手数料の請求有無は、各国保連合会の任意とする。
		介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)を支払	市町村が、国保連合会へ介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)、審査支払手数料及び原案作成委託料事務手数料を支払う。
	月末まで	介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)を支払	国保連合会は、地域包括支援センターへ原案作成委託料控除後の介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)を支払う。
		原案作成委託料を支払	国保連合会は、居宅介護支援事業者へ原案作成委託料を支払う。 当月の居宅介護支援費と併せて支払を行う。

<留意事項>

- 1 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

(2) 保険者払いの場合

主に、地域包括支援センターが保険者にて運営されている場合(直営型)



～ は前頁の図に対応している。

分類	No	事務処理内容	
事前準備		原案作成委託料支払業務を委託	(1)と同様
		原案作成委託料等の情報提供	
		サービスごとの委託料等を設定・連絡	
サービス提供月前月		原案作成依頼	(1)と同様
		原案提出	
サービス提供月翌月	10日まで	給付管理票を提出	(1)と同様
		介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)を請求	
	28日まで	審査	
		原案作成委託料計算	
サービス提供月翌々月	20日まで	介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)を請求	国保連合会が、市町村へ介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)及び審査支払手数料を請求する。
		原案作成委託料を請求	国保連合会が、地域包括支援センター所在の市町村へ原案作成委託料及び原案作成委託料事務手数料を請求する。 原案作成委託料事務手数料の請求有無は、各国保連合会の任意とする。
	25日まで	介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)を支払	市町村が、国保連合会へ介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)及び審査支払手数料を支払う。
		原案作成委託料を支払	市町村が、国保連合会へ原案作成委託料及び原案作成委託料事務手数料を支払う。
	月末まで	介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)を支払	国保連合会は、地域包括支援センターへ介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)を支払う。
		原案作成委託料を支払	国保連合会は、居宅介護支援事業者へ原案作成委託料を支払う。 当月の居宅介護支援費と併せて支払を行う。

<留意事項>

- 1 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。